

(2) 空き家バンク登録物件利用促進事業

対象者	<p>登録物件を取得又は賃借し、東伊豆町に住民登録をする新規転入者で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、東伊豆町への住民登録は実績報告時までに行っていれば良いものとする。</p> <p>(1) 対象者及びその属する世帯全員に納付すべき町税等（介護保険料、水道料金等を含む）の滞納がないこと。</p> <p>(2) 以前に空き家バンク登録物件利用促進事業による補助を受けていないこと。</p> <p>(3) 当該登録物件に5年以上居住すること。</p> <p>(4) 登録物件を取得した者にあつては、取得者及びその属する世帯全員が町内に居住の用に供する建物を保有していないこと。</p> <p>(5) 1年以内に町から転出していないこと。</p>	
対象経費	空き家バンク登録物件の取得又は賃借に要する経費	
補助金	<p>1 住宅又は住宅及びこの敷地を取得した場合 取得対価の3パーセント以内とし、30万円を限度とする。</p> <p>2 住宅を賃借した場合 家賃の1/2を補助額とし、3万円を限度とする。回数は3ヶ月分とする。</p>	
申請手続	<p>1 申請時期 売買契約又は賃貸借契約締結後6ヶ月以内</p> <p>2 添付書類 (1) 売買契約書の写し（取得対価のわかるもの）又は賃貸借契約書の写し (2) 住民票の写し（転入前又は転入後） (3) 世帯全員分の納税証明書（未納のない証明） (4) その他町長が必要と認める書類</p>	
実績報告	<p>1 報告期限 当該住宅に入居後30日以内又は年度の末日のいずれか早い日</p> <p>2 添付書類 (1) 住宅取得又は賃借に要した費用を明らかにできる書類（領収書又はこれに準ずるものの写し） (2) 補助を受ける建築物及び土地の登記事項証明書の写し（売買契約の場合） (3) 住民票の写し（転入後） (4) その他町長が必要と認める書類</p>	
補助金の返還額	交付日からの経過年数	返還（納付）金額
	1年未満	補助金確定額の100%
	1年以上2年未満	補助金確定額の80%
	2年以上3年未満	補助金確定額の60%
	3年以上4年未満	補助金確定額の40%
	4年以上5年未満	補助金確定額の20%
上記以外	町長が定める額	